

＜事務担当＞  
県央土木総合事務所  
維持管理課施設整備第2係  
吉元・廣田  
076-241-8203

平成29年6月14日

県道倉部金沢線 自転車走行指導帯での街頭指導実施について

県央土木総合事務所

県道倉部金沢線は沿線に商業施設や学校が立地しており、自転車利用が多く、歩道上で歩行者と自転車とが混在し危険であったことから安全な交通を確保するため、西金沢駅前から泉本町交差点までの約1.1km区間において自転車走行指導帯を整備し、昨年5月に完成しました。

このたび、地元、県、警察、学校関係者等が6月15日（木）朝7時30分から自転車通行ルールとマナー周知のために完成後、最初の街頭指導を行います。

→「整備箇所」

西金沢駅前から金沢市泉本町交差点までの約L=1.1km

→「整備内容」

自転車走行指導帯 車道路肩部分に自転車走行位置を区画線や自転車マーク等にて明示



→H28年9月に実施、昨年と同様

→同日に金沢市も隣接する市道で街頭指導を実施。（泉交差点～泉本町交差点）

## 県道倉部金沢線 自転車通行空間整備

自転車が通行すべき車道の位置と方向を示し  
自転車の車道左側通行を促進します。

### 【自転車の通行方法】

- ・ ←  に沿って車道の左側端を通行
- ・  矢羽根のある交差点では、矢羽根に沿って通行
- ・ 交差点を右折する場合は二段階で右折

歩行者・自転車・クルマが  
安全に通行できる道路環境の創出  
にご協力をお願いします！



### 【クルマの通行方法】

- ・ 車道を通行する自転車の安全に十分配慮して通行（自転車走行指導帯内も通行できますが自転車の安全に配慮して通行してください）



### 【標準的な断面図】



県道倉部金沢線（西金沢駅前～泉本町交差点：L≒1.1km）



## 自転車の通行ルールやマナーをしっかりと守ろう

自転車は「軽車両」です。  
「車道の左端を左側通行」  
しましょう。(クルマと同じ方向に通行)



自転車通行可の歩道  では  
「車道寄りを徐行」しましょう... **A**

歩道上で自転車どうしがすれ違うときは、  
相手を右に見てすれ違いましょう... **B**



夜はライトをつけよう



夜間は、ライトを点灯し、自分の位置をまわりに知らせると、安全性が向上します。

信号を守ろう



交差点では信号を確認しましょう。車道を走るときはクルマと同じ信号を見ましょう。

信号のない交差点では  
一時停止・安全確認しましょう



交差点での飛び出しは重大事故のもとです。「止まれ」の標識を守るなど、しっかりと安全確認し、自分の身を守りましょう。

並進はやめよう



クルマや歩行者の通行を妨げるとともに、事故の危険性が高くなります。

傘さし運転はやめよう



傘さし運転は、前が見づらくなり歩行者やクルマと衝突する危険性が高くなります。

携帯電話はやめよう



携帯電話で通話やメールをしながらの運転は、注意力が不足し、重大事故につながります。

❗ その他、二人乗りや飲酒運転は絶対にやめましょう。

❗ これらのルールを違反すると、法律上、罰則が課せられます。

お互いにルールを守ってみんなが安全・安心に♪

お問い合わせ

石川県県央土木総合事務所 維持管理課 TEL 076-241-8203 FAX 076-247-5229